

「赤城山景観ガイドライン」を策定しました

群馬県と前橋市は、自然豊かな赤城山の景観を守っていくことを目的として、「赤城山デザイン協議会」を立ち上げ、「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想（令和4年10月策定）」に基づき、地元関係者の協力のもと、「赤城山景観ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの運用を通じて、赤城山の価値をより高める景観づくりに取り組んでいきます。

1 策定・運用者

赤城山デザイン協議会（群馬県自然環境課、前橋市都市計画課、同市観光政策課）

2 対象範囲

県立赤城公園及び同公園区域内にある民有地

3 対象物及び対象行為

- (1) 建築物、広告物、工作物 : 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、外観の変更
- (2) 外構・車両施設、主要な眺望 : 外観の変更
- (3) 不要物 : すべて（可能な限り早急に撤去等を行う）

4 デザインコード（景観に関するルール）

以下、ガイドラインより抜粋した例

- ・建築物や工作物などは、「地（じ）の色」の推奨色（※1）を活用する。
- ・視点場（※2）から見える遮蔽物は除くなどして、視点場からの見通しを確保し景観を整える。
- ・建築物の高さは13mまでが望ましい。
- ・建築物の2階以上には屋号以外の広告物を設置しない 等

※1：赤城山にある石や土、木の幹や枝等の色 ※2：展望台等の良好な景色を望める場所

5 運用方法

対象範囲内における「土地占用申請」や「前橋市景観条例に関する届出」等を受け付ける際に、群馬県及び前橋市から本ガイドラインのデザインコードに沿って新築等を行うよう依頼する。

6 掲載場所

県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/697896.html>）